

## 稚内市教育委員会後援等の名義使用承認事務取扱規程

稚内市教育委員会の後援等の名義使用の承認に関する事務の取扱いについては、稚内市後援等の名義使用承認事務取扱規程（平成19年稚内市訓令第10号）の例による。

### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

## 稚内市後援等の名義使用承認事務取扱規程

### （目的）

第1条 この訓令は、稚内市（以下「市」という。）の後援等の名義使用の承認に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理の適正化及び簡素化を図ることを目的とする。

### （用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 後援等 後援、協賛及び共催をいう。
- （2） 後援 市が団体等の実施する行事等に名目的に参加することをいう。
- （3） 協賛 市が団体等の実施する行事等の趣旨に賛同し、協力することをいう。
- （4） 共催 市が団体等と共同して行事等の企画又は立案し、かつ、その費用を負担し、又は必要な施設、設備若しくは労力を提供して行事等を実施することをいう。
- （5） 団体等 次に掲げる団体をいう。
  - ア 国又は他の地方公共団体
  - イ 公益法人又はこれに準ずる団体
  - ウ 社会福祉関係団体、社会教育関係団体又は学校教育関係機関
  - エ 代表者、役員、定款、会則、予算、決算、年間事業等が明確にされている法

人又は任意の団体

- (6) 行事等 行事、事業、催しその他これらに類するものをいう。
- (7) 営利を目的とする行事等 利益をあげる目的で実施する行事等をいう。
- (8) 政治活動 特定の政党、政治思想又は政治家を支持し、又は反対する目的で行われる活動をいう。
- (9) 宗教活動 特定の宗教の布教、宣伝その他教義に従い行われる活動で、特定の宗教を促進し、又は他の宗教に干渉する目的で行われる活動をいう。

(名義使用の承認要件)

第3条 後援等の名義使用は、次に掲げる要件に該当するときに承認することができる。

- (1) 市の経済、社会、福祉、教育、文化、スポーツ等の発展向上に資するものであること。
- (2) 一般市民又は相当な範囲の者を対象とするものであること。
- (3) 行事等の開催場所が公衆衛生及び災害防止について、十分な設備及び措置が講じられているものであること。
- (4) 営利を目的とする行事等でないこと。
- (5) 政治活動又は宗教活動でないこと。
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないこと。
- (7) 既に名義使用の承認を受けたことがある団体等（形式的に名称等を変更しているが同一の団体等とみなされる場合を含む。）であるときは、当該団体等が次に掲げる事項に該当しないものであること。

ア 偽りその他不正な手段により第5条第1項の承認を受けたことがある。

イ 第6条第2項の規定により付された条件に違反したことがある。

ウ この訓令に違反したことがある。

(名義使用の承認期間)

第4条 名義使用の承認期間は、承認した日から当該行事等の終了の日までとする。

ただし、6月を超えることはできない。

2 市長は、行事等の性質上やむを得ないと認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず承認期間を延長することができる。

(名義使用の承認申請)

第5条 後援等の名義使用の承認を受けようとする者は、別記第1号様式の名義使用

承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 行事等の目的及び実施計画を明らかにする書類（予算書を含む。）
- (2) 第2条第5号エに規定する法人又は任意の団体にあつては、当該団体の代表者、役員、定款、会則、予算、決算、年間事業等を明らかにする書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類  
(名義使用の承認決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつたときは、第3条に規定する承認要件に基づき、名義使用の承認の可否を決定し、別記第2号様式の名義使用承認（不承認）通知書を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、行事等の内容上必要があると認めるときは、前項の承認に必要な条件を付することができる。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

稚内市後援等の名義使用承認申請書

別記第2号様式（第6条関係）

稚内市後援等の名義使用承認（不承認）通知書